

# 第108回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2021年6月25日(金曜日)午前10時  
(開場 午前9時30分)

**開催場所** 大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友ビル11階大会議室

**議決権行使期限** 2021年6月24日(木曜日)午後5時

## 目次

株主の皆様へ	1
第108回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の 報酬額設定の件	
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	
【添付書類】	
事業報告	22
連結計算書類	47
計算書類	50
監査報告書	53
【トピックス】	
当社製品紹介	59

## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されております。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。なお、当日は、本株主総会の模様をご視聴いただけるようインターネットを通じたライブ配信を行います。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じさせていただきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



## 株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。  
また、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様には謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患されている方々や困難な状況におられる方々には、心よりお見舞い申し上げます。皆様が一日も早く平穏な日常生活に戻ることができますようお祈り申し上げます。

さて、第108回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

住友精化株式会社

社長 **小川 育三**

当社グループは、地球と人々の暮らしに“潤い(URUOI)”をもたらす製品やサービスの提供を通じて、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーの期待に応え、持続的な企業価値の創造に取り組んでおります。

現在当社グループは、2020年度から2022年度の3ヶ年中期経営計画の実現に向けた取り組みを進めています。一方で、新型コロナウイルス感染症は世界中に蔓延し、企業活動や人々の暮らしに大きな影響をもたらしています。そのような中において、当社グループを取り巻く事業環境も依然として先行き不透明な状況が続いていますが、日々の変化に対応しながら、中期経営計画の達成に向け、事業構造の変革に取り組むとともに、研究開発の強化、開発品への積極的な投資を推し進め、2023年度以降の飛躍につなげてまいりたい所存です。

また、本株主総会において監査等委員会設置会社への移行をお諮りいたします。これにより、取締役会の監査・監督機能の強化、コーポレート・ガバナンスの充実、経営の公正性・透明性・効率性の向上などを目指してまいりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

今後とも、企業情報の適切な開示と株主の皆様との建設的な対話などを通じ、企業価値の向上に努めてまいりますので、皆様には一層のご理解と引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

証券コード4008  
2021年6月4日

株 主 各 位

兵庫県加古郡播磨町宮西346番地の1  
住友精化株式会社  
社 長 小 川 育 三

## 第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご通知申し上げます。

なお、本年の株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は極力お控えいただくことをお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月25日（金曜日）午前10時（開場 午前9時30分）
2. 場 所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友ビル11階大会議室
3. 目的事項	
報告事項	(1) 第108期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結 計算書類監査結果報告の件 (2) 第108期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第5号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- 当社では本株主総会において「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入しており、当日会場にご来場いただくことなく、インターネットの手段を用いて、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただけます。視聴方法等の具体的な内容については、同封のパンフレットをご確認いただきますようお願い申し上げます。

## 議決権行使方法についてのご案内

### 》 株主総会にご出席いただく場合



**開催日時** 2021年6月25日（金曜日）午前10時

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。なお、株主でない代理人や同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、極力ご出席はお控えいただき、以下の書面、インターネット等による方法にて議決権をご行使ください。また、本株主総会において「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入しておりますので、そちらをご利用ください。

### 》 書面にて行使いただく場合



**行使期限** 2021年6月24日（木曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### 》 インターネット等にて行使いただく場合



**行使期限** 2021年6月24日（木曜日）午後5時入力分まで

議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙の裏面左下に記載された議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

「インターネット等による議決権行使について」は次頁をご参照ください。

議決権の行使にあたっては、以下の事項をあらかじめご承知おきください。

- ・インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合（パソコンとスマートフォンで重複してなされた場合を含む）は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・議決権行使書郵送による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。

### インターネットによる開示について

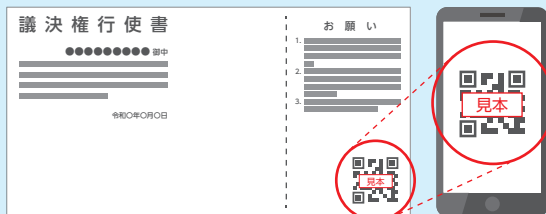
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.sumitomoseika.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません（なお、次回株主総会招集ご通知添付書類から、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および計算書類の「株主資本等変動計算書」につきましても、インターネットによる開示をさせていただく予定です）。
- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<https://www.sumitomoseika.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

# インターネット等による議決権行使についてのご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙の裏面左下に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記にお問合せください。ようお願い申し上げます。

## 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル



0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

特別口座をお持ち  
の株主様



0120-782-031 (受付時間9:00~17:00土日休日を除く)

## 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

管理信託銀行等の名義株主様 (常任代理人様を含みます) につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社 (株式会社ICJ) が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

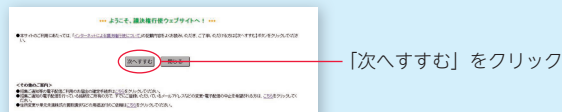
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

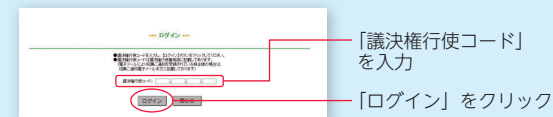


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

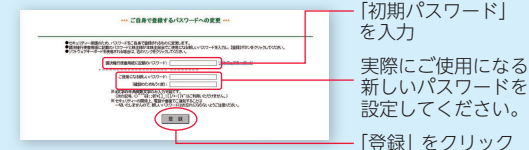
- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 ┆ 第3条  (機関)	第1条 ┆ 第3条  (機関)
第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> および会計監査人を置く。	第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。
第5条 ┆ 第15条  (条文省略)	第5条 ┆ 第15条  (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数) 第16条 当社の取締役は <u>17名以内</u> とする。  (新 設)	(員数) 第16条 当社の取締役 ( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ) は、 <u>10名以内</u> とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(選任) 第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(選任) 第17条 取締役の選任は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>(任期) 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任期) 第18条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会) 第19条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会) 第19条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>	<p>② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>
<p>③ (条文省略)</p>	<p>③ (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第20条 <u>当社の取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(員数) 第22条 当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任) 第23条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任期) 第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>② 補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	
<p>③ 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。</p>	
<p>(監査役会) 第25条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	



現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役および常任監査役)  <u>第26条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>  <u>② 監査役会は、監査役の中から常任監査役を選定することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の損害賠償責任)  <u>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会)  <u>第23条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u>  <u>② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)  <u>第24条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>第6章 計算            第28条            ｝            第31条            (条文省略)</p>	<p>第6章 計算            第25条            ｝            第28条            (現行どおり)</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、本株主総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況（率）
1	おがわ いくぞう 小川 育三 <span>再任</span>	代表取締役社長 社長執行役員	13回中13回 (100%)
2	はま たいかず ひろ濱 谷 和 弘 <span>再任</span>	取締役 常務執行役員 総務人事、法務、内部監査、物流購買統括、総務人事室長	13回中13回 (100%)
3	むら こし まさる 村 越 傑 <span>再任</span>	取締役 常務執行役員 ガス部門統括、ガス事業部長	13回中13回 (100%)
4	みや もと てつ や 宮 本 哲 也 <span>再任</span>	取締役 常務執行役員 機能化学品部門統括	13回中13回 (100%)
5	とう や たけ ひろ 東 矢 健 宏 <span>再任</span>	取締役 常務執行役員 吸水性樹脂部門統括	10回中10回 (100%)
6	まち だ けんいちろう 町 田 研一郎 <span>再任</span>	取締役 執行役員 経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長	13回中13回 (100%)
7	しげ もり たか し 重 森 隆 志 <span>新任</span>	—	—
8	かつ き やす み 勝 木 保 美 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役	13回中13回 (100%)

候補者番号 | 1



所有する当社株式数  
7,700株

お がわ いく ぞう  
**小川 育三** 1957年2月5日生

再任

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1981年4月	住友化学工業株式会社入社	2016年4月	同社専務執行役員技術・研究企画、知的財産、工業化技術研究所、生物環境科学研究所、先端材料開発研究所統括
2010年4月	同社執行役員技術・経営企画室(技術・研究開発)、事業化推進室担当、事業化推進室部長	2018年4月	当社顧問
2012年4月	同社常務執行役員技術・経営企画室(技術・研究開発)、事業化推進室、知的財産部、生産技術センター、有機合成研究所、生物環境科学研究所、筑波開発研究所、先端材料探索研究所、有機EL事業化室担当	2018年6月	当社代表取締役社長 社長執行役員(現在に至る)

**選任理由**

住友化学株式会社において技術・研究開発・事業化推進に携わり、同社において、技術・研究開発部門を統括した経験を有しております。2018年に当社社長に就任し、その後、3事業すべてが成長を牽引する事業構造へ転換するため中期経営計画を推進し、当社の企業価値向上の陣頭に立ってまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 2



所有する当社株式数  
5,900株

はま たに かず ひろ  
**濱谷 和弘** 1959年3月7日生

再任

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1981年4月	当社入社	2019年11月	取締役常務執行役員法務、内部監査、物流購買統括、総務人事室長
2005年6月	精密化学品事業部機能製品部長	2020年6月	取締役常務執行役員総務人事、法務、内部監査、物流購買統括、総務人事室長(現在に至る)
2007年10月	機能化学品事業部部長		セイカテクノサービス株式会社代表取締役社長(2021年6月25日付で退任予定)
2008年6月	総務人事室部長		
2012年6月	理事総務人事室部長		
2013年6月	執行役員総務人事室長		
2015年6月	取締役執行役員内部監査、物流購買統括、総務人事室長		
2017年6月	取締役常務執行役員内部監査、物流購買統括、総務人事室長		

**選任理由**

製品の生産、販売、研究に携わった後、人事部門を担当した経験を有しております。2015年に取締役に就任し、総務人事、法務、内部監査および物流購買を統括し、人財の育成、コンプライアンスの推進、コーポレート・ガバナンスの強化などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 3



所有する当社株式数  
5,600株

むら こし  
**村越**まさる  
**傑** 1958年12月28日生

再任

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1982年4月	当社入社	2016年6月	取締役執行役員情報システム統括、 経理企画室長
2005年1月	台湾住精科技(股)有限公司総経理	2018年6月	取締役常務執行役員ガス部門統括
2007年6月	機能樹脂事業部業務部長	2021年2月	取締役常務執行役員ガス部門統括、 ガス事業部長 (現在に至る)
2007年10月	機能化学品事業部業務部長		
2008年4月	経理部長		
2012年8月	経理企画室部長		
2015年6月	理事経理企画室長		

**選任理由**

台湾の子会社や当社事業部門の経営管理に携わり、また、当社経理企画部門を担当した経験を有しております。2016年に取締役役に就任し、情報システムおよび経理企画部門を統括した後、2018年からはガス部門統括として、高品質な製品の生産、顧客ニーズを的確に捉えた販売活動などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 4



所有する当社株式数  
2,700株

みや もと  
**宮本**てつ や  
**哲也** 1957年2月25日生

再任

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1981年4月	住友化学工業株式会社入社	2015年4月	当社機能化学品事業部副事業部長兼 開発室長
2007年2月	同社大阪工場生産企画部長	2015年6月	当社理事機能化学品事業部副事業部 長兼開発室長
2010年11月	同社大阪工場岡山プラント長	2016年6月	当社執行役員機能化学品事業部長
2012年10月	同社大阪工場岐阜プラント長	2019年6月	当社取締役常務執行役員機能化学品 部門統括 (現在に至る)
2013年10月	当社機能化学品事業部副事業部長兼 精密化学品事業部精密製品部長		
2014年3月	当社機能化学品事業部副事業部長兼 開発部長兼精密化学品事業部精密製 品部長		

**選任理由**

住友化学株式会社において製品の生産や技術関連の業務に携わり、同社においてプラント責任者を務め、その後、当社機能化学品事業部において、製品開発や販売を担当いたしました。2019年に当社取締役役に就任し、機能化学品部門統括として、高品質な製品の生産、顧客ニーズを的確に捉えた販売活動などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 5

とう や たけ ひろ  
**東矢 健宏** 1961年4月25日生

再任



所有する当社株式数  
3,100株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1993年5月	当社入社	2015年5月	吸水性樹脂事業部営業部長
2008年4月	吸水性樹脂事業部部長	2015年6月	理事吸水性樹脂事業部長兼営業部長
2010年2月	スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド Managing Director	2016年6月	執行役員吸水性樹脂事業部長
2010年6月	スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド Managing Director 兼 スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド Managing Director	2020年6月	取締役常務執行役員吸水性樹脂部門統括、吸水性樹脂事業部長
		2021年3月	取締役常務執行役員吸水性樹脂部門統括（現在に至る）

**選任理由**

当社海外子会社において、吸水性樹脂の製造および販売に携わった後、当社吸水性樹脂事業部において、製品開発や販売を担当いたしました。2020年に当社取締役就任し、吸水性樹脂部門統括として、高品質な製品の生産、顧客ニーズを的確に捉えた販売活動などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 6

まち だ けん いち ろう  
**町田 研一郎** 1963年1月29日生

再任



所有する当社株式数  
4,600株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1985年4月	住友化学工業株式会社入社	2016年4月	同社愛媛工場副工場長兼大江工場総務部長
2009年6月	同社内部統制推進部長	2017年4月	当社経理企画室部長
2010年4月	同社内部統制・監査部長	2017年6月	当社理事経理企画室部長
2012年3月	同社技術・経営企画室部長（関連事業）兼技術・経営企画室部長（中国戦略）	2018年6月	当社取締役執行役員情報システム統括、経理企画室長
2012年10月	同社技術・経営企画室部長（関連事業）兼中国事業室部長	2020年6月	当社取締役執行役員経理企画、情報システム統括、経理企画室長
2014年6月	同社秘書部長	2021年1月	当社取締役執行役員経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長（現在に至る）
2015年4月	同社総務法務室部長（秘書）兼総務法務室部長（渉外）		

**選任理由**

住友化学株式会社において内部統制、経営企画、総務、経理など幅広い業務に携わった経歴を有しております。2018年に当社取締役就任して以来、情報システム、経理企画、業務改革部門統括を務め、社内ITインフラの整備による生産性向上、情報セキュリティーの強化、適正な会計、経営計画の立案などによる企業価値の向上に尽力してまいりました。これらの経験や実績から、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 7

しげ もり たか し  
**重森 隆志** 1958年10月3日生

新任



所有する当社株式数  
 0株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

- |         |  |         |                               |
|---------|--|---------|-------------------------------|
| 1983年4月 | 住友化学工業株式会社入社                           | 2018年4月 | 同社常務執行役員企画部、経営管理部、IT推進部担当     |
| 2009年7月 | 同社ラービグ計画業務室部長兼石油化学業務室部長                | 2019年4月 | 同社専務執行役員企画、経営管理、IT推進、経理、財務統括  |
| 2010年2月 | ラービグ リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー出向       | 2019年6月 | 同社取締役専務執行役員                   |
| 2012年4月 | 同社執行役員ラービグ リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー従事 | 2020年4月 | 同社取締役専務執行役員経営企画、IT推進統括（現在に至る） |
| 2016年4月 | 同社常務執行役員                               | 2021年6月 | 同社専務執行役員経営企画、IT推進統括（予定）       |
| 2017年4月 | 同社常務執行役員企画部、経営管理部、石油化学業務室担当            |         |                               |

**選任理由**

住友化学株式会社において主に企画等の管理部門の業務に携わり、約20年に及ぶシンガポール、サウジアラビア等での海外勤務経験を有しております。2012年に同社執行役員に就任した後、常務執行役員を経て、2019年から取締役専務執行役員として、経営企画、IT推進を統括し、事業ポートフォリオの高度化やIT・デジタル技術の積極活用等に取り組んでまいりました。これらの豊富な知識・経験を有していることから、当社経営の監督を強化することが期待できるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 | 8

かつ き やす み  
**勝木 保美** 1947年11月29日生

再任

社外

独立



所有する当社株式数  
 0株

在任期間  
 8年

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

- |          |                            |         |                         |
|----------|----------------------------|---------|-------------------------|
| 1973年10月 | 監査法人朝日会社（現有限責任 あずさ監査法人）入社  | 2011年6月 | 西日本旅客鉄道株式会社社外監査役（現在に至る） |
| 1977年9月  | 公認会計士登録                    |         | サカタインクス株式会社社外監査役        |
| 1995年8月  | 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員  | 2013年6月 | 当社社外取締役（現在に至る）          |
| 2001年5月  | 同監査法人専務理事大阪事務所長            | 2016年3月 | サカタインクス株式会社社外取締役（現在に至る） |
| 2006年5月  | あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）本部理事 |         |                         |
| 2010年6月  | 同監査法人退職                    |         |                         |
| 2010年7月  | 勝木公認会計士事務所開設（現在に至る）        |         |                         |

**選任理由**

長年にわたる公認会計士としての経験から財務および会計ならびに監査業務に関する専門的知識と幅広い見識を有するとともに、他社において社外取締役および社外監査役を務めております。これらの豊富な知識・経験に基づき、2013年に当社社外取締役に就任して以来、取締役会においては率直かつ活発で建設的な発言・提言を行っていただいております。当社経営の監督を強化することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 住友化学工業株式会社は、2004年10月住友化学株式会社に商号を変更いたしました。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、勝木保美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 勝木保美氏は、2009年6月まで当社の会計監査人であるあずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）の業務執行社員として当社の監査を行っていましたが、2010年6月に同監査法人を退職しております。
5. 勝木保美氏と当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。同氏が取締役を選任された場合、当社は、同氏との上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 重森隆志氏が取締役を選任された場合、同氏と当社との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、各取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補することとしています。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
8. 在任期間は、本定時株主総会終結時点のものとなります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席状況（率）	監査役会 出席状況（率）
1	みち ばた まもる 道 旗 守 <span>新任</span>	監査役（常勤）	13回中13回 (100%)	15回中15回 (100%)
2	かわ さき まさ し 川 崎 全 司 <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外取締役	13回中13回 (100%)	—
3	み うら くに お 三 浦 州 夫 <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外監査役	13回中13回 (100%)	15回中15回 (100%)
4	きし がみ けい こ 岸 上 恵 子 <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	社外監査役	10回中10回 (100%)	10回中10回 (100%)



候補者番号 | 1

みち ばた  
**道簇**

まもる  
**守** 1959年3月28日生

新任



所有する当社株式数  
3,700株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1982年4月 当社入社  
2008年6月 総務人事室部長（法務）  
2016年6月 監査役（常勤）（現在に至る）

**選任理由**

長年総務・企業法務を担当し、コンプライアンスやコーポレート・ガバナンスを推進した経験と、同分野に対する豊富な知識を有するとともに、当社グループの業務全般に精通しています。2016年に当社監査役に就任して以来、社内出身の常勤監査役として、監査役会の情報収集力の強化等を通じて監査の実効性を向上させる役割を果たしていただいております。当社経営の監査・監督を強化することが期待できるため、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号 | 2

かわ さき  
**川崎**

まさ し  
**全司** 1949年7月21日生

新任

社外

独立



所有する当社株式数  
0株

社外取締役としての  
在任期間  
6年

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1978年4月 弁護士登録  
菅生法律事務所勤務  
1982年4月 川崎法律事務所開設（現在に至る）  
2010年6月 田岡化学工業株式会社社外監査役  
2015年6月 同社社外取締役  
当社社外取締役（現在に至る）  
2016年6月 田岡化学工業株式会社社外取締役  
（監査等委員）

**選任理由**

長年にわたる弁護士としての経験から法律に関する高度な専門的知識と幅広い見識を有するとともに、他社において社外取締役および社外監査役を務めた経験を有しております。これらの豊富な知識・経験に基づき、2015年に当社社外取締役に就任して以来、取締役会においては率直かつ活発で建設的な発言・提言を行っていただいております。公正中立な立場から当社経営の監査・監督を強化することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に關与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号 | 3

み うら くに お  
**三浦 州夫** 1953年2月13日生

新任 社外 独立



所有する当社株式数  
**0株**

社外監査役としての  
 在任期間  
**11年**

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

- |         |                          |         |                                    |
|---------|--------------------------|---------|------------------------------------|
| 1979年4月 | 裁判官任官                    | 2003年6月 | ヤマハ株式会社社外監査役                       |
| 1988年3月 | 裁判官退官                    | 2008年6月 | 旭情報サービス株式会社社外監査役<br>(現在に至る)        |
| 1988年4月 | 弁護士登録<br>清木尚芳法律事務所勤務     | 2010年6月 | 当社社外監査役 (現在に至る)                    |
| 1997年4月 | 河本・三浦法律事務所設立 (現在に<br>至る) | 2020年6月 | 株式会社神戸製鋼所社外取締役 (監<br>査等委員) (現在に至る) |

**選任理由**

長年にわたる裁判官および弁護士としての経験から法律に関する高度な専門的知識と幅広い見識を有するとともに、他社において社外取締役および社外監査役を務めております。これらの豊富な知識・経験に基づき、2010年に当社社外監査役に就任して以来、取締役会においては率直かつ活発で建設的な発言・提言を行っていただいております。公正中立な立場から当社経営の監査・監督を強化することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断しております。

候補者番号 | 4

きし がみ けい こ  
**岸上 恵子** 1957年1月28日生

新任 社外 独立



所有する当社株式数  
**0株**

社外監査役としての  
 在任期間  
**1年**

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

- |          |  |         |  |
|----------|--|---------|--|
| 1985年10月 | 港監査法人 (現EY新日本有限責任監<br>査法人) 入所                    | 2019年6月 | EY新日本有限責任監査法人退職<br>株式会社オカムラ社外監査役 (現在<br>に至る)       |
| 1989年8月  | 公認会計士登録  | 2020年6月 | ソニー株式会社 (現ソニーグループ<br>株式会社) 社外取締役 (監査委員)<br>(現在に至る) |
| 1997年12月 | センチュリー監査法人 (現EY新日本<br>有限責任監査法人) 社員               |         | 当社社外監査役 (現在に至る)                                    |
| 2004年5月  | 新日本監査法人 (現EY新日本有限責<br>任監査法人) 代表社員 (シニアパー<br>トナー) |         |  |
| 2018年9月  | 公益財団法人世界自然保護基金<br>(WWF) ジャパン理事 (現在に至<br>る)       |         |  |

**選任理由**

長年にわたる公認会計士としての経験から財務および会計ならびに監査業務に関する専門的知識と幅広い見識を有するとともに、他社において社外取締役および社外監査役を務めております。これらの豊富な知識・経験に基づき、2020年に当社社外監査役に就任して以来、取締役会においては率直かつ活発で建設的な発言・提言を行っていただいております。公正中立な立場から当社経営の監査・監督を強化することが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、川崎全司、三浦州夫および岸上恵子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 川崎全司、三浦州夫および岸上恵子の各氏と当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。第1号議案が承認可決され、また川崎全司、三浦州夫および岸上恵子の各氏が監査等委員である取締役を選任された場合、当社は、川崎全司、三浦州夫および岸上恵子の各氏との上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、各取締役および各監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補することとしています。なお、第1号議案および本議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 在任期間は、本定時株主総会終結時点のものとなります。

<ご参考>

当社は、企業価値の向上を実現するため、当社経営において重要と考えられる「企業経営」、  
「技術・研究開発」、「法務・リスク管理」、「財務・会計」、「営業・事業」、「サステナビリティ・  
ESG」の分野について、十分な知識と経験を有する者で取締役会を構成することとしております。  
また、特に監査等委員会においては、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含むこと  
としております。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は、次のとおり  
であります。

氏名	属性	企業経営	技術・研究開発	法務・リスク管理	財務・会計	営業・事業	サステナビリティ・ESG
小川 育三		●	●				
濱谷 和弘		●				●	
村越 傑		●			●	●	
宮本 哲也			●			●	
東矢 健宏		●				●	
町田 研一郎					●		
重森 隆志	非業務執行	●			●		
勝木 保美	社外				●		
道 簀 守 (監査等委員)				●			
川崎 全司 (監査等委員)	社外			●			
三浦 州夫 (監査等委員)	社外			●			
岸上 恵子 (監査等委員)	社外				●		●

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬は、2007年6月28日開催の第94回定時株主総会において年額3億6,000万円以内、うち社外取締役分は、2015年6月25日開催の第102回定時株主総会において年額2,000万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、現在と同額の年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分2,000万円以内）とさせていただきたいと存じます。本議案に係る報酬額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責、員数、経済情勢等諸般の事情に照らし、相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額6,000万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案に係る報酬額は、監査等委員である取締役の職責、員数、経済情勢等諸般の事情に照らし、相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として生じるものいたします。

以上

## (添付書類)

### 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

#### 1 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過およびその成果

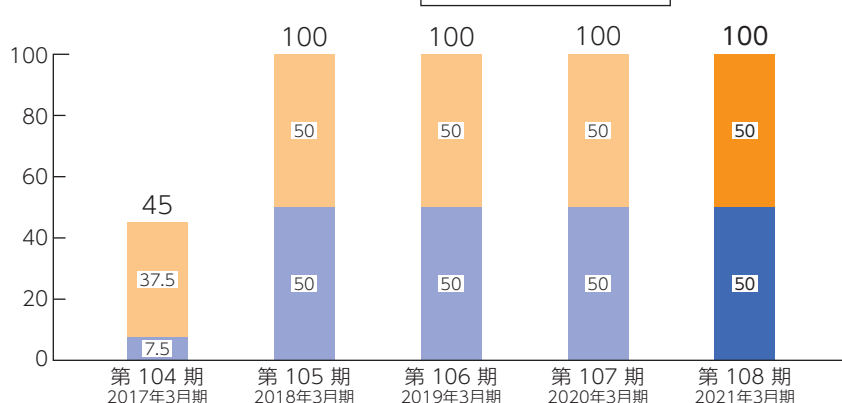
当期の国内外の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、経済活動が大幅に縮小するなど、厳しい状況が続きました。

このような状況のもとで、当期の当社グループの売上高は1,032億5千4百万円（前期比3.6%増）、営業利益は101億1百万円（前期比29.9%増）、経常利益は103億7千5百万円（前期比51.1%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、一部の研究開発用資産に係る今後の稼働計画を勘案し、減損損失を7億3百万円計上したことなどにより、71億1千9百万円（前期比66.1%増）となりました。

また、1株当たり当期純利益は516.20円、ROEは10.4%となりました。

なお、当期の配当につきましては、1株につき50円として、実施させていただくことといたしました。これにより、中間配当(1株につき50円)を含めました当期の年間配当は1株につき100円となっております。

<ご参考> 1株当たり配当金の推移 (単位:円)



※当社は、2016年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。

事業別の状況は、次のとおりであります。なお、当期より、経営管理方法の変更に伴い、従来機能化学品事業に含めていたセイカテクノサービス株式会社をその他事業へ区分を変更しております。また、ガス製品の製造を終了し、機能化学品の製造へ向けた事業転換を進めている住精科技（揚州）有限公司についても、ガス・エンジニアリング事業からその他事業へ区分を変更しております。

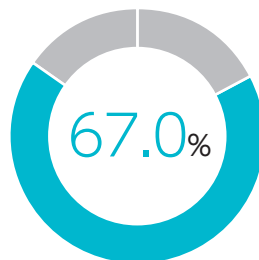
また、前期の情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

## 吸水性樹脂事業

当事業では、売上高は692億1百万円（前期比5.0%増）、営業利益は58億3千7百万円（前期比64.7%増）と増収増益となりました。売上高は、中国顧客が衛生材料の原材料調達を優先する動きを拡大させたことなどにより販売数量が増加したため、増収となりました。営業利益は、販売数量の増加に加えて、原料価格の下落により増益となりました。

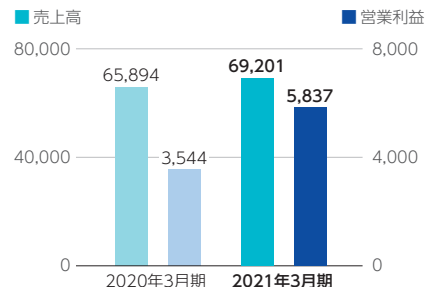


2021年3月期売上構成比



売上高／営業利益

（単位：百万円）

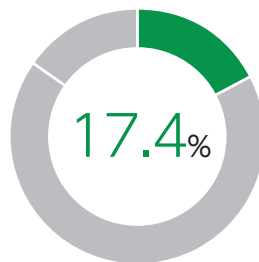


## 機能化学品事業

当事業では、売上高は179億4千万円（前期比0.7%増）、営業利益は20億3千7百万円（前期比6.5%増）と増収増益となりました。これはラテックス製品や医薬中間体の販売数量が増加したことなどによるものであります。

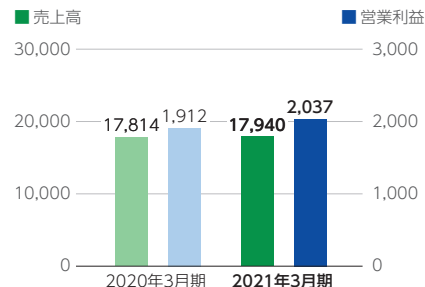


2021年3月期売上構成比



売上高／営業利益

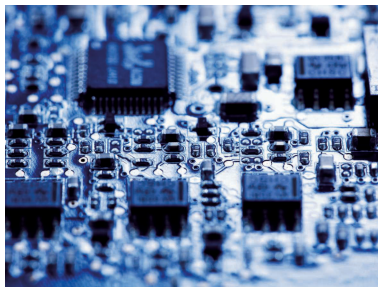
（単位：百万円）



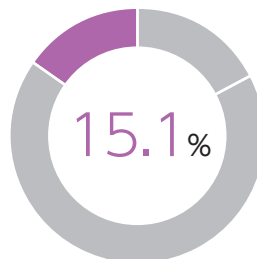


## ガス・エンジニアリング事業

当事業では、売上高は156億1千2百万円（前期比1.9%増）、営業利益は22億7千6百万円（前期比3.4%減）と増収減益となりました。売上高については、エレクトロニクスガスなどの販売数量が増加したことにより増収となりましたが、営業利益については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、飲食店店舗における食品用ガスの需要が減少したことなどにより減益となりました。

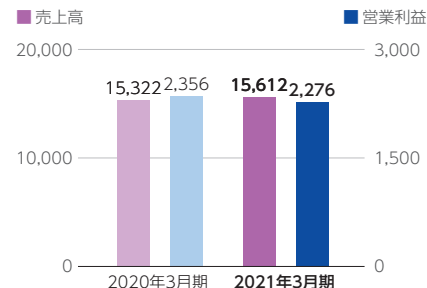


2021年3月期売上構成比



売上高／営業利益

（単位：百万円）



なお、当社グループは上記事業のほか、人材派遣業務等、その他事業を行っており、当事業では、売上高は4億9千9百万円（売上構成比0.5%）、営業損失は6千万円となりました。

### (2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、生産設備の増強・改善のための投資を中心に26億9千1百万円となりました。

### (3) 資金調達の状況

当期に、社債または新株式の発行等による資金調達は行っていません。

### (4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響や原料価格上昇などにより、厳しい状況が続くと予想されます。

一方で当社は、2020年度から2022年度までの中期経営計画において、喫緊の経営課題である事業構造の変革および研究開発の強化に取り組み、3事業すべてが成長を牽引する事業構造への転換を進めることとしております。

本経営計画では最終年度（2022年度）の目標として、売上高1,200億円、営業利益80億円、ROE8.5%の達成を目指してまいります（前提とする諸条件は、為替レートが110円/米ドル、15.0円/人民元、国産ナフサ40,000円/KLであります）。

<2022年度 中期経営計画 数値目標>

(単位：億円)

事業別	2022年度 目標
吸水性樹脂事業	780
機能化学品事業	240
ガス・エンジニアリング事業	180
<b>売上高</b>	<b>1,200</b>
吸水性樹脂事業	27
機能化学品事業	28
ガス・エンジニアリング事業	25
<b>営業利益</b>	<b>80</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>55</b>
<b>ROE</b>	<b>8.5%</b>
(前提)	
円/人民元	15.0
円/米ドル	110.0
国産ナフサ価格 (円/KL)	40,000

本中期経営計画を踏まえた事業別の課題および取り組みについては次のとおりであります。

### 吸水性樹脂事業

当事業では、高付加価値分野に研究開発リソースを集中投下し、顧客の多様なニーズを実現する新グレードの開発や、中国・アジアなどの成長市場におけるテクニカルマーケティングの強化を通じ、当社製品・技術サービスの差別化および新グレードの拡販に注力してまいります。同時に、抜本的な合理化として製造プロセス改善、生産体制再構築、サプライチェーン最適化に取り組み、競争力強化と生産性向上を実現してまいります。

## 機能化学品事業

当事業では、パーソナルケア分野では欧米・中国などの成長市場をメインターゲットとし、化粧品・トイレタリー用増粘剤の市場ニーズにマッチした機能を開発する一方、環境分野では世界的な環境問題に対応した水系エマルジョン・有機溶剤フリーの粉体塗料への切り替えを展開してまいります。電子材料分野では5G高速通信、自動車CASE対応などの新たな市場ニーズに対応するため、最適な機能開発を進める一方、エネルギー分野では高容量化、長寿命化等の次世代車載用電池等のニーズに対応した、高機能なバインダー、添加剤を提供してまいります。

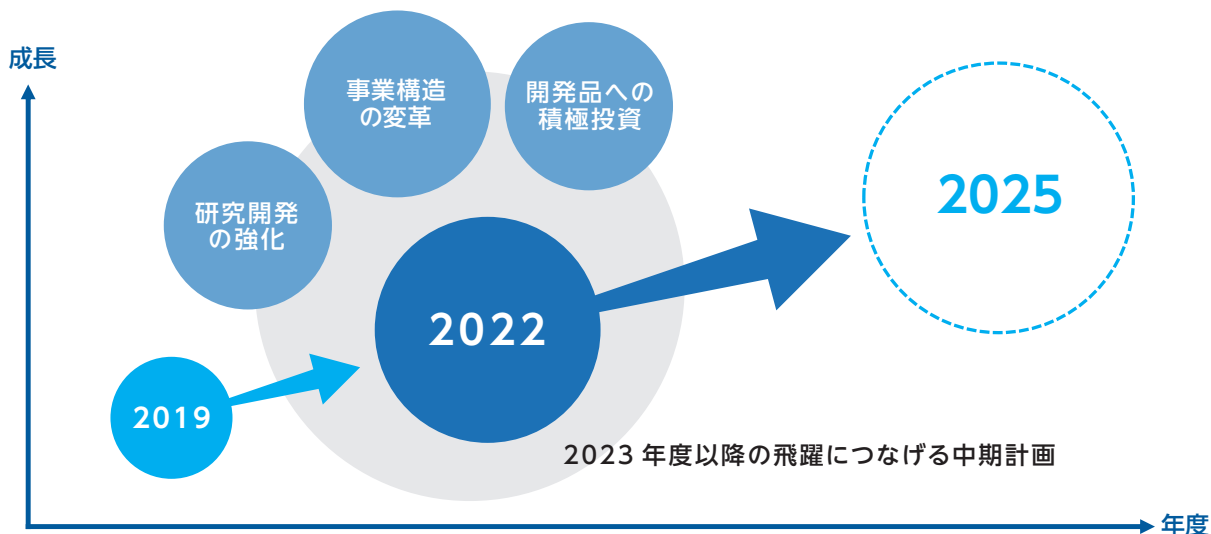
## ガス・エンジニアリング事業

当事業では、半導体ガスでは大手デバイスメーカー向けエッチング・成膜プロセス用高純度CO・高純度C<sub>3</sub>H<sub>6</sub>（プロピレン）の顧客・技術動向の早期把握による拡販、SiC（シリコンカーバイド）パワー半導体向け高純度C<sub>3</sub>H<sub>8</sub>（プロパン）の拡販、コストダウン実現と次期投資機会の獲得に取り組んでまいります。ガスケミカルでは工業用途向けの需要を安定確保するとともに、半導体用途などの新規需要を取り込み、プロダクトミックスを最適化してまいります。開発品ではガス製品およびPSA関連への選択と集中で効率を重視しつつ、特に次世代半導体材料で他社との提携を含めた開発を強化してまいります。

## 新製品開発

新製品の開発では、吸水性樹脂では衛材共通ニーズの漏れ、臭い、かぶれ等を解決する新製品開発の継続に加え、環境に配慮した製品を追求する技術開発、コスト削減に向けたプロセス開発に取り組んでまいります。機能化学品では電子、エネルギー分野の新製品開発を継続する一方、当社の水溶性樹脂技術を生活、医薬関連化学品、接着剤、塗料分野に向けて展開してまいります。ガス・エンジニアリングでは半導体用高純度ガスのプロダクトラインアップ拡充や新規半導体プロセス材料の開発推進、PSA技術活用ガスの適用拡大に注力してまいります。

## 2023年度以降の飛躍に向け、サステナブルな事業構造へ転換



### 2025年度目標

事業環境変化や新製品開発状況等を踏まえ、次期中期経営計画として策定

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響などにより、当社グループを取り巻く事業環境は先行きが見通せない不安定な状況が続いておりますが、中期経営計画の達成に向け引き続き、事業構造の変革、研究開発の強化、開発品への積極的な投資を推進し、2023年度以降の飛躍につなげてまいります。

上記の中期経営計画を進めるなかで、グループ経営の強化、人財の育成、更なる技術力の強化に取り組む一方、カーボンニュートラルの実現に向け、環境負荷低減の取り組みをより一層推進してまいります。

当社グループは、SDGsの課題に取り組み、持続可能な社会の発展に貢献することで、社会から信頼を得て、常に社会と共存共栄する企業グループであるよう努めてまいります。

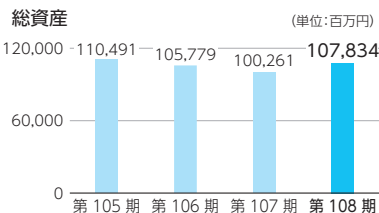
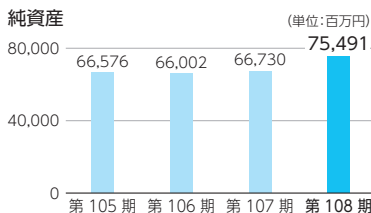
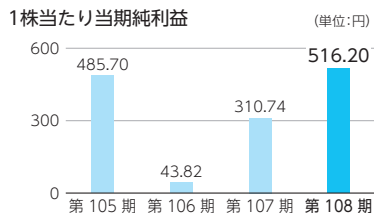
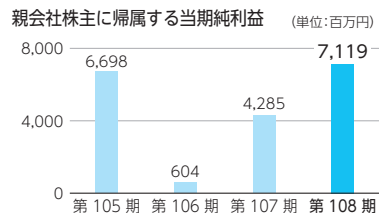
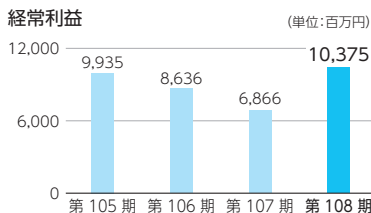
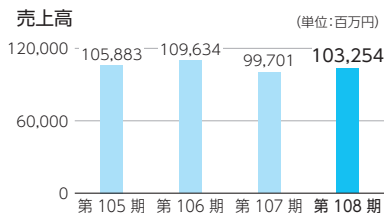
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第105期 (2018年3月期)	第106期 (2019年3月期)	第107期 (2020年3月期)	第108期 (2021年3月期) (当期)
売上高 (百万円)	105,883	109,634	99,701	103,254
経常利益 (百万円)	9,935	8,636	6,866	10,375
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,698	604	4,285	7,119
1株当たり当期純利益	485円70銭	43円82銭	310円74銭	516円20銭
純資産 (百万円)	66,576	66,002	66,730	75,491
総資産 (百万円)	110,491	105,779	100,261	107,834

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等に伴う、会社計算規則の改正(法務省令第5号 2018年3月26日)に伴い、第105期の総資産の金額については、当該改正を遡って適用した場合の金額となっております。
2. 第106期に、連結子会社であるスミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.において固定資産の減損損失4,040百万円を特別損失に計上しております。



## ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第105期 (2018年3月期)	第106期 (2019年3月期)	第107期 (2020年3月期)	第108期 (2021年3月期) (当期)
売上高 (百万円)	70,072	71,640	62,363	58,865
経常利益 (百万円)	9,440	7,610	5,592	6,743
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	7,014	△2,897	3,835	3,718
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	508円61銭	△210円08銭	278円12銭	269円62銭
純資産 (百万円)	56,194	51,772	53,893	56,637
総資産 (百万円)	90,238	80,740	71,069	76,325

(注) 第106期に、連結子会社であるスミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.の株式にかかる関係会社株式評価損7,242百万円および同社に対する債務保証損失引当金繰入額1,329百万円を特別損失に計上しております。

## (6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	主 要 製 品
吸水性樹脂事業	高吸水性樹脂
機能化学品事業	医薬製品、水溶性ポリマー、微粒子ポリマー、機能製品等
ガス・エンジニアリング事業	医療用ガス、ケミカルガス、標準ガス、エレクトロニクスガス、工業薬品、酸素・窒素・水素等のガス発生装置 (PSA方式)、一般化工機等

## (7) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

### ① 当社

本 社	大阪、東京
営 業 所	大阪、東京
工 場	別府工場 (兵庫)、姫路工場、千葉工場
研 究 所	開発研究所 (兵庫)、生産技術研究所 (兵庫)

## ② 重要な子会社

国内	セイカテクノサービス株式会社（兵庫）	
海外	韓国	スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド
	ベルギー	スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.
	シンガポール	スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド
	韓国	住精ケミカル株式会社
	中国	住精科技（揚州）有限公司
	中国	住友精化（中国）投資有限公司
	台湾	台湾住精科技（股）有限公司
	シンガポール	スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド
アメリカ	スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッド	

## (8) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,358名	△ 1名

(注) 企業集団外への出向者は除いております。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,022名	△ 4名	37.4歳	15.5年

(注) 出向者は除いております。

## (9) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額 (残高)
	百万円
株式会社三井住友銀行	7,898
株式会社三菱UFJ銀行	3,353
三井住友信託銀行株式会社	878
農林中央金庫	878

## (10) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
		%	
スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド	百万ウォン 97,500	100.00 (10.00)	高吸水性樹脂の製造・販売
スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.	千ユーロ 64,885	100.00	高吸水性樹脂・機能化学品 等の製造・販売
スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド	千シンガポールドル 43,013	80.00	高吸水性樹脂の製造
住精ケミカル株式会社	百万ウォン 20,782	100.00	エレクトロニクスガスの製 造・販売
住精科技 (揚州) 有限公司	百万円 1,800	100.00	機能化学品の製造・販売
住友精化 (中国) 投資有限公司	百万円 1,000	100.00	中国における住友精化グル ープの地域統括会社 高吸水性樹脂・ガス製品等 の販売
台湾住精科技 (股) 有限公司	百万台湾ドル 220	100.00	エレクトロニクスガスの製 造・販売
スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド	千米ドル 800	100.00	高吸水性樹脂・機能化学品 等の販売
セイカテクノサービス株式会社	百万円 50	100.00	各種サービス業務
スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッド	千米ドル 300	100.00	機能化学品の販売

(注) 1. 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社の議決権比率を内数で示しております。

2. 2020年7月に住友精化貿易 (上海) 有限公司の会社形態を中国統括機能を有する「投資性公司」へ変更するとともに、商号を住友精化 (中国) 投資有限公司に変更いたしました。



## 2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 13,972,970株 |
| (3) 株主数         | 4,445名      |
| (4) 大株主 (上位10名) |             |

株主名	持株数 千株	持株比率 %
住友化学株式会社	4,195	30.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	804	5.84
JP MORGAN CHASE BANK 385632	700	5.08
株式会社三井住友銀行	560	4.06
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	485	3.52
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572	392	2.85
三井住友信託銀行株式会社	323	2.34
住友生命保険相互会社	310	2.25
三井住友海上火災保険株式会社	220	1.60
多木化学株式会社	206	1.50

(注) 持株比率は自己株式 (180,899株) を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員を兼務)	小 川 育 三	
代表取締役 (常務執行役員を兼務)	重 田 裕 基	技術、生産技術、RC、知的財産、研究統括、技術室長兼 生産技術室長
取締役 (常務執行役員を兼務)	濱 谷 和 弘	総務人事、法務、内部監査、物流購買統括、総務人事室長 セイカテクノサービス株式会社 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員を兼務)	村 越 傑	ガス部門統括、ガス事業部長
取締役 (常務執行役員を兼務)	宮 本 哲 也	機能化学品部門統括
取締役 (常務執行役員を兼務)	東 矢 健 宏	吸水性樹脂部門統括
取締役 (執行役員を兼務)	町 田 研一郎	経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室 長
取締役 (非業務執行)	新 沼 宏	住友化学株式会社 取締役専務執行役員
取締役	勝 木 保 美	勝木公認会計士事務所 公認会計士、西日本旅客鉄道株式 会社 社外監査役、サカティンクス株式会社 社外取締役
取締役	川 崎 全 司	川崎法律事務所 弁護士
監査役（常勤）	道 簀 守	
監査役	三 浦 州 夫	河本・三浦法律事務所 弁護士、旭情報サービス株式会社 社外監査役、株式会社神戸製鋼所 社外取締役（監査等委 員）
監査役	岸 上 恵 子	公認会計士、株式会社オカムラ 社外監査役、公益財団法人 世界自然保護基金（WWF）ジャパン 理事、ソニー株 式会社 社外取締役（監査委員）

- (注) 1. ソニー株式会社は、2021年4月1日付でソニーグループ株式会社に商号を変更いたしました。
2. 取締役のうち勝木保美および川崎全司の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち三浦州夫および岸上恵子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役岸上恵子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役勝木保美および川崎全司ならびに監査役三浦州夫および岸上恵子の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員

であります。

5. 東矢健宏氏は、2020年6月29日開催の第107回定時株主総会におきまして、新たに取締役を選任され、就任いたしました。
6. 岸上恵子氏は、2020年6月29日開催の第107回定時株主総会におきまして、新たに監査役を選任され、就任いたしました。
7. 当期中に取締役の担当を以下のとおり変更いたしました。

地位	氏名	担当	異動年月日
取締役 (執行役員を兼務)	町田 研一郎	経理企画、情報システム、業務改革推進統括、経理企画室長	2021年1月1日
取締役 (常務執行役員を兼務)	村越 傑	ガス部門統括、ガス事業部長	2021年2月1日
取締役 (常務執行役員を兼務)	東矢 健宏	吸水性樹脂部門統括	2021年3月1日

8. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況
取締役 (常務執行役員を兼務)	榎本 弘信	吸水性樹脂部門統括
監査役	吉田 裕明	住友化学株式会社 監査役（常勤）

(2020年6月29日付で任期満了により退任)

## (2) 当期に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役および経営陣幹部の報酬について

#### 1) 取締役および経営陣幹部の報酬決定方針

当社は、取締役および経営陣幹部の報酬決定の透明性と公正性を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として役員報酬委員会を設置しています。本委員会は、社長、人事担当取締役および2名の独立取締役で構成され、報酬制度や水準についての取締役会への助言や、取締役および経営陣幹部の個別報酬額についての審議を行っています。

取締役会は、役員報酬委員会からの助言を受け、役員報酬の決定方針および方法を審議、決定しております。

当該方針の内容は以下のとおりです。

#### (ア) 報酬決定方針について

- ・ 取締役および経営陣幹部（業務を統括する執行役員）の報酬は、基本報酬（月例固定報酬）および業績連動報酬（賞与）で構成する。ただし、業務を執行しない社外等の取締役は、経営の監視・監督の責務を担うことから、基本報酬のみを支給し、業績連動報酬は支給しない。

なお、当期の経営陣幹部は、すべて取締役を兼務している。

- ・基本報酬は、会社の持続的成長のインセンティブとなるよう設計する。
- ・業績連動報酬は、中期経営目標達成のインセンティブとなるように、毎事業年度の連結業績を強く反映する。
- ・取締役および経営陣幹部の報酬水準については、当社の事業規模や事業内容等を勘案するとともに、人材の確保・維持等の競争力がある水準とする。

(イ)各報酬要素の仕組み

(i)基本報酬（月例固定報酬）

基本報酬は、上記の方針に基づいてその水準を決定する。

基本報酬額は、任期中での変更は行わない。他方で、当社のポジションが変動したと判断しうる場合は、報酬水準を変動させ、新たな任期において額を変更する。ポジションの変動は、「会社の規模」（売上高、時価総額、従業員数）および「収益力」（営業利益、ROE、D/Eレシオ）を基準に判断する。

個別支給額は、取締役および執行役員の兼務の有無、執行役員の役位（社長、専務、常務、役なし等）、および独立の属性の有無に基づいて決定する。

(ii)業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬は現金報酬とし、当該事業年度の業績数値が一定額以上となったことを条件に、賞与算出フォーミュラ（業績指標×係数）に基づいて決定した支給額を、毎年一定の時期（6月末を予定）に支給する。

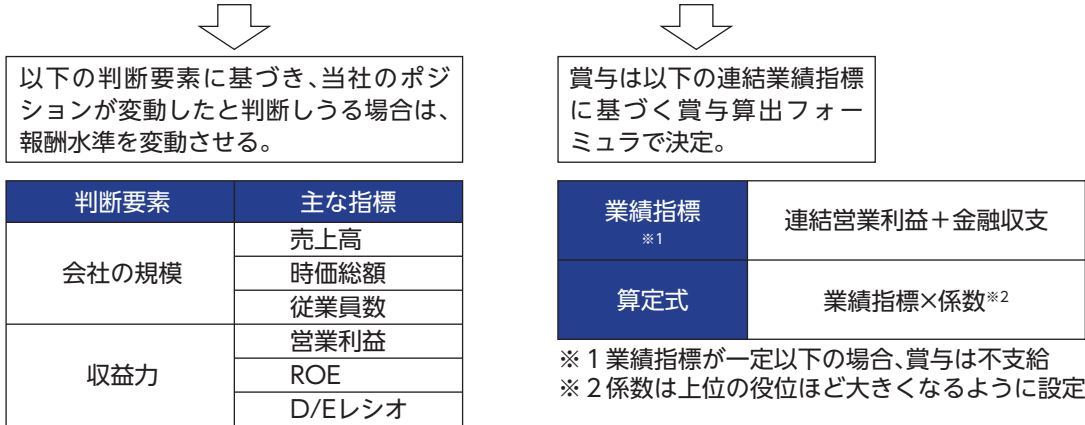
賞与算出フォーミュラに係る業績指標は、中期経営目標達成のインセンティブとするため、連結営業利益と金融収支の合算値を適用している。また、賞与算出フォーミュラの係数は、取締役兼務の有無、および執行役員の役位に応じて設定し、上位の役位ほど大きくなるよう設定している。なお、当該事業年度における業績指標の実績値は9,979百万円であった。

(iii)基本報酬（月例固定報酬）と業績連動報酬（賞与）の割合

中期経営計画（2020年度～2022年度）最終年度の連結業績目標（営業利益）80億円を達成した場合、業務執行を行う取締役および経営陣幹部の報酬に占める業績連動報酬（賞与）構成比が15～20%となるように賞与算出フォーミュラを設計する。

基本報酬 (月例固定報酬) 80～85%*	業績連動報酬 (賞与) 15～20%*
-----------------------------	---------------------------

※中期経営計画最終年度目標達成時の業務執行を行う取締役および経営陣幹部の報酬の構成比率



## 2) 取締役および経営陣幹部の報酬決定方法

取締役の報酬総額は、株主総会決議（年額3億6千万円以内(※1)、うち社外取締役年額2千万円以内(※2)）の範囲内で決定します。

当該事業年度における取締役の個別報酬額は、経営トップのリーダーシップの下で会社経営を執り行うため、取締役会決議により代表取締役社長小川育三に委任して決定しております。権限が適切に行使されるように、社長が、役員報酬委員会に対し、個別報酬額が上記報酬決定方針に照らして妥当であるか否かについて諮問を行い、同委員会より妥当である旨の答申を受けることを委任の条件としております。

なお、取締役の個別報酬額は、上記報酬決定方針に基づき算定した額とする旨の取締役会決議を行った上で、役員報酬委員会の審議を経て決定しています。このことから、取締役会は、取締役の個別報酬額が当該方針に沿うものであると判断しております。

## ② 監査役の報酬について

監査役の報酬は、月例固定報酬のみとし、株主総会決議（年額6千万円以内(※1)）の範囲内において、監査役の協議により決定します。

※1. 2007年6月28日開催の第94回定時株主総会において、取締役の報酬総額は年額3億6千万円以内、監査役の報酬総額は年額6千万円以内とすることを決議しております。なお、当該決議に係る会社役員の数、取締役9名、監査役4名であります。

※2. 2015年6月25日開催の第102回定時株主総会において、社外取締役の報酬総額を年額2千万円以内とすることを決議しております。なお、当該決議に係る社外取締役の員数は3名であります。

③ 取締役および監査役の員数および報酬等の総額

(単位：百万円)

役員区分		対象となる 役員の員数	報酬等の総額	内 訳			
				月例固定報酬	ストックオプション	業績連動報酬	退職慰労金
取締役	社内取締役および社外でない非業務執行取締役	9名	267	213	—	53	—
	社外取締役	3名	14	14	—	—	—
	合 計	12名	281	227	—	53	—
監査役	社内監査役	1名	21	21	—	—	—
	社外監査役	3名	12	12	—	—	—
	合 計	4名	34	34	—	—	—
合 計		16名	316	262	—	53	—

(注) 1. 報酬等の額には、当期にかかる役員賞与引当金繰入額81百万円のうち、執行役員（取締役兼務者を除く）に対する28百万円を除いた53百万円（取締役に対して53百万円）を含めております。また、前期に係る役員賞与として、前期に係る事業報告に記載した役員賞与引当金繰入額40百万円のほか、取締役に対して当期中に990千円を支給しております。なお、取締役に對する支給額990千円は上記報酬等の額に含めております。

2. 上記には、2020年6月29日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役1名および社外監査役1名を含んでおります。なお、取締役新沼宏氏の役員区分は、2020年6月29日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役から社外でない非業務執行取締役に変更になっており、同氏に支給された報酬については、上記において、2020年4月から6月に支給されたものは社外取締役の報酬総額に、また、同年7月から2021年3月までに支給されたものは社外でない非業務執行取締役の報酬総額に、各々含めております（同氏の員数についても各々含めております）。

(ご参考) 執行役員（取締役兼務者を除く）は、次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	榎 本 弘 信	住友精化（中国）投資有限公司 董事長、総経理 住精高分子技術（上海）有限公司 董事長 住精科技（揚州）有限公司 董事長
執行役員	山 本 正 人	別府工場担当、別府工場長
執行役員	山 口 聖	RC担当、RC室長
執行役員	上 村 和 久	姫路工場、AKプロジェクト担当、姫路工場長
執行役員	小 林 浩	機能化学品事業部担当、機能化学品事業部長
執行役員	前 田 暢 浩	知的財産、研究担当、開発研究所長

### (3) 社外役員の状況

#### ① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、33頁に記載のとおりであります。

社外取締役勝木保美および川崎全司ならびに社外監査役三浦州夫および岸上恵子の各氏の  
各々の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

#### ② 社外役員の活動状況および社外取締役に期待される役割

区分	氏名	主な活動状況および職務の概要
取締役	勝木保美	<p>当期開催の取締役会に出席し（13回のうち13回）、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、以下の会合に出席し経営に関する意見を述べ、期待される役割である経営の監督機能を十分に果たしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表取締役社長、監査役および社外取締役による定期的会合</li> <li>・監査役と社外取締役による定期的会合</li> <li>・独立社外役員による定期的会合</li> </ul>
取締役	川崎全司	<p>当期開催の取締役会に出席し（13回のうち13回）、弁護士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っているほか、以下の会合に出席し経営に関する意見を述べ、期待される役割である経営の監督機能を十分に果たしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表取締役社長、監査役および社外取締役による定期的会合</li> <li>・監査役と社外取締役による定期的会合</li> <li>・独立社外役員による定期的会合</li> </ul>
監査役	三浦州夫	<p>当期開催の取締役会および監査役会に出席し（取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回）、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。</p>
監査役	岸上恵子	<p>監査役就任後に開催の取締役会および監査役会に出席し（取締役会10回のうち10回、監査役会10回のうち10回）、公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。</p>

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である新沼宏氏、各社外取締役および各社外監査役との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

#### (5) 役員等賠償責任保険の内容の概要

- ① 被保険者の範囲  
当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役、執行役員および子会社役員です。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要  
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用について填補します。
- ③ 被保険者の実質的な保険料負担割合  
保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ④ 役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置  
犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。



## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

内 容	支払額
報酬等の額	43百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準（IFRS）の導入に関する指導・助言業務を委託いたしました。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性、その職務の遂行状況等に鑑み、会計監査人が継続して職務を遂行することに関し重大な疑義が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任について株主総会に提出する議案の内容を決定する方針です。

## 5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、グループ企業理念の下で、業務が適正に行われることを確保するため、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において、以下の体制（内部統制システム）を決議しています。

この体制の下で、業務執行を行う社長および各担当取締役は、職務に応じて内部統制システムを具体的に整備・運用する責任を負い、内部統制委員会は、定期的にその状況のモニタリングを行っています。また、取締役会は、内部統制システムの運用状況の監督、および状況変化に応じて体制そのものを見直すことにより、内部統制システムの実効性の確保と向上を図っています。

### (1) 当社および当社グループの取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

#### ■ 体制

- ① 当社および当社グループの行動規範を定め、役職員がこれに従った行動をするように徹底する。
- ② 適正かつ効率的に業務遂行を行うための具体的な手順を定め、これに基づいて職務執行を行う。
- ③ コンプライアンス委員会を設置し、当社および当社グループにおけるコンプライアンスの推進および監督を行う。
- ④ 内部通報制度を設け、コンプライアンス違反またはそのおそれがある行為について、当社および当社グループの役職員が社内外に設置された通報窓口に通報することができ、通報窓口が直接通報することができる体制および環境を整備する。
- ⑤ 内部監査を担当する専任部署を設置し、当社および当社グループにおける業務遂行の監査を実施し、問題を発見した場合には改善を行う。
- ⑥ 反社会的勢力とは取引関係も含めた一切の関係を排除する。

#### ■ 運用状況

- ① 当社は、住友精化グループ行動憲章、規程等のルールを制定し、これらに基づいて職務執行することにより、法令・定款への適合性を含めた業務の適正かつ効率化を図っています。また、これらルールについては、適宜見直しを実施しています。なお、当期間中におきましては、内部統制システムをより有効に機能させるべく、内部統制システムの基本方針の改定を実施しております。
- ② 内部統制委員会およびリスク・コンプライアンス委員会を設置し、経営陣および現場のレベルで、当社のコンプライアンス上の課題の抽出、対策の検討、および実施状況の監督を実施

し、当社のコンプライアンスの確保を図っています。取締役会は、内部統制委員会等からの報告の受領およびこれへの指示を通じて、当社のコンプライアンス体制の運用を監督しています。

- ③ 不正やコンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度を運用し、通報者の秘匿・保護・不利益な取扱いの禁止のルールの下で、当社および当社グループにおける役職員の業務執行の適正を担保しております。個別の内部通報の受理・対応状況については、客観的な適切性を確保するために、社外弁護士への報告とその評価を受けており、具体的対応に問題がないことを確認しています。また、取締役会は、担当取締役からの報告の受領およびこれへの指示を通じて、当社の内部通報の運用を監督しています。
- ④ 業務監査は、内部監査部によるものに加え、RC、品質管理、情報システム等の専門的な知識が必要な分野において、適宜適切な部署に監査業務を委任する体制をとっています。また、監査役監査や内部監査の結果、改善が必要と認められる場合には、対象部署に対し改善措置を求めるとともに、改善措置の実施についてフォローアップ監査を定期的に行うことにより、業務の適正化を確実なものとしています。当期間中におきましては、新型コロナウイルス感染対策に配慮しつつ、Web会議システム、オンラインでの監査や監査実施部署の変更を行って、業務監査を実施しております。

## (2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

### ■ 体制

職務執行に係る情報は、管理規程を定め、この規程および法令に基づき、情報の性質および重要度に応じた保存および管理を行う。

### ■ 運用状況

取締役の職務執行にかかる情報については、「文書取扱規程」、「電子情報管理規程」、「経理規程」等に基づき、適切に保存し、管理しています。新型コロナウイルス感染拡大の状況下で、効率的かつ適切な情報管理が可能となるように、電子決裁システム対象文書の拡大、契約書における電子署名の採用、押印そのものの要否の見直しを実施しました。

## (3) 当社および当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

### ■ 体制

- ① 当社および当社グループにおける経営上のリスクの抽出、評価、対策を実施する。また、リスク委員会を設置し、当社および当社グループにおけるリスクマネジメントの推進および監督を実施する。
- ② 当社の経営上のリスクに関する情報を、取締役会等に適切に報告できるように、報告体制を整備する。

- ③ 災害、事故等の緊急事態時の手続きを定めた規程を定めるとともに、緊急事態発生時の被害を最小化できるように訓練等の対策を実施する。

#### ■ 運用状況

- ① 内部統制委員会およびリスク・コンプライアンス委員会を設置し、経営陣および現場のレベルで、当社のリスクの抽出、対策の検討、および実施状況の監督を実施し、リスク管理を行っております。
- ② また、取締役会は、内部統制委員会等からの報告の受領およびこれへの指示を通じて、当社のリスク管理体制の運用を監督しています。
- ③ さらに、「リスク・緊急事態規程」を定め、災害、事故等の際には緊急事態対策本部を速やかに設置し、対応する体制を整備するとともに、事故対策として工場事故模擬訓練を定期的  
に実施し、事業継続のためのプランの策定を進めています。

### (4) 当社および当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

#### ■ 体制

- ① 当社および当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われるよう、取締役が統括する各組織の権限および責任を明確に定めた規程を制定し、これに基づいた運営を行う。
- ② グループ全体の経営情報を容易かつ迅速に把握するため、ITシステムを整備し、経営の効率化を図る。

#### ■ 運用状況

- ① 「事務章程」、「決裁規程（決裁基準表）」その他の規程を定め、権限の委譲と役割分担の明確化を実施し、職務執行の効率化を図っています。
- ② また、効率的な会社経営を行うために基幹業務システムを導入し、経営状況に関する情報を適切に把握しています。IT環境を整備し、リモートワークやリモート会議を実効的に実施できるようにしました。

### (5) 当社グループの取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

#### ■ 体制

当社グループ各社から当社への報告に関する基準および手続きを定めた規程を定め、当該規程に基づき、報告を求める。当社グループ各社における経営上の重要事項については、付議基準を定め、これに基づき、当社取締役会等において審議する。

#### ■ 運用状況

「グループ運営規程」を制定し、当社グループ各社から当社への報告に関する基準および手続きを定めています。また、当社グループ各社における経営上の重要事項については、同規程

に基づき、当社取締役会において審議し、決議しています。また、当期間中におきましては、グループ各社と当社とのコミュニケーションをより活発にするため、業務状況の報告方法の見直しを実施しております。

#### (6) 監査役の補助使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

##### ■ 体制

補助使用者の設置およびその独立性の確保のための規程、補助使用者に対する監査役の指示の実効性確保に関する規程を定める。

##### ■ 運用状況

「監査役監査の実効性確保に関する規程」を定め、補助使用者の設置およびその独立性の確保、補助使用者に対する監査役の指示の実効性確保に関する体制を整備しています。

#### (7) 監査役への報告に関する体制

##### ■ 体制

- ① 当社および当社グループの取締役および従業員は、監査役から監査に必要な事項について報告を求められた場合または法令により報告が必要な場合は、速やかに、報告を実施する。
- ② 内部監査担当部が実施する内部監査の計画、実施の経過およびその結果について、監査役に報告する。
- ③ 監査役への報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを定めた規程を定める。

##### ■ 運用状況

監査役の要請に応じて、取締役および使用者が適宜報告し、また、内部監査部による業務監査の結果等についても報告しています。さらに、「監査役監査の実効性確保に関する規程」において、監査役への報告を理由として不利益な取扱いを行わないことを明確に定めています。

#### (8) 監査役の仕事執行に生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

##### ■ 体制

監査役の仕事執行に係る費用について予算措置をとるとともに、適切な範囲内で負担する。

##### ■ 運用状況

監査役の仕事執行に係る調査費用、研修費用等は、予算措置をとるとともに、適切な範囲で負担しています。

## (9) その他監査役監査の実効的な実施を確保するための体制

### ■ 体制

- ① 監査役は、社内重要会議への出席や、重要会議の議事録、決裁、契約書その他の監査役の監査に必要な情報を閲覧できるものとする。
- ② 社長と監査役の定期的な意見交換のための会合を行う。

### ■ 運用状況

取締役会、役員連絡会、経営会議等の重要な会議への出席や、重要な決裁伺の供覧をルール化し、監査役への報告に関する体制を整備しています。また、コロナ禍ではありますが、Web会議を活用して監査役・社外取締役と社長の会合を開催し、当社および当社グループの状況について意見交換を実施しています。

## 6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元をはじめとした剰余金の配当等を機動的に実施するため、定款により剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

当社は、剰余金の配当に関しては、株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、各期の収益状況をベースに、安定的な配当実施および今後の事業展開に備えるための内部留保などを勘案して決定することを基本としております。

また、内部留保につきましては、業績の向上と経営基盤の強化につながる生産体制拡充、コスト競争力の強化および市場ニーズに対応した製品の研究開発に投資してまいります。

---

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>68,164</b>	<b>流動負債</b>	<b>27,451</b>
現金及び預金	25,657	買掛金	10,841
受取手形及び売掛金	24,217	短期借入金	9,696
商品及び製品	13,241	1年内返済予定の長期借入金	978
仕掛品	400	リース債務	120
原材料及び貯蔵品	2,827	未払法人税等	1,511
その他	1,829	賞与引当金	851
貸倒引当金	△9	役員賞与引当金	81
		その他	3,370
<b>固定資産</b>	<b>39,670</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,892</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>34,775</b>	長期借入金	2,934
建物及び構築物	14,474	リース債務	363
機械装置及び運搬具	13,357	繰延税金負債	86
リース資産	633	退職給付に係る負債	1,508
土地	4,418		
建設仮勘定	779	<b>負債合計</b>	<b>32,343</b>
その他	1,111	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>233</b>	<b>株主資本</b>	<b>69,080</b>
ソフトウェア	225	資本金	9,698
その他	7	資本剰余金	7,539
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,661</b>	利益剰余金	52,104
投資有価証券	1,517	自己株式	△261
退職給付に係る資産	1,618	その他の包括利益累計額	3,714
繰延税金資産	584	その他有価証券評価差額金	685
その他	951	為替換算調整勘定	2,252
貸倒引当金	△10	退職給付に係る調整累計額	776
<b>資産合計</b>	<b>107,834</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>2,696</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>75,491</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>107,834</b>



# 連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		103,254
売上原価		78,078
売上総利益		25,176
販売費及び一般管理費		15,074
<b>営業利益</b>		<b>10,101</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	133	
為替差益	87	
補助金収入	290	
その他	73	584
営業外費用		
支払利息	255	
その他	55	310
<b>経常利益</b>		<b>10,375</b>
特別利益		
固定資産売却益	34	
投資有価証券売却益	47	81
特別損失		
固定資産除却損	88	
減損損失	703	791
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>9,665</b>
法人税、住民税及び事業税	2,305	
法人税等調整額	25	2,331
<b>当期純利益</b>		<b>7,334</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		214
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>7,119</b>

# 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,698	7,539	46,364	△261	63,340
当期中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△1,379	—	△1,379
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	7,119	—	7,119
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期中の変動額合計	—	—	5,740	△0	5,740
当期末残高	9,698	7,539	52,104	△261	69,080

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	281	514	125	921	2,468	66,730
当期中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△1,379
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	—	—	—	7,119
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	404	1,738	650	2,792	228	3,020
当期中の変動額合計	404	1,738	650	2,792	228	8,760
当期末残高	685	2,252	776	3,714	2,696	75,491

## 計算書類

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>37,068</b>	<b>流動負債</b>	<b>16,646</b>
現金及び預金	8,163	買掛金	7,545
受取手形	12	短期借入金	4,372
売掛金	15,210	リース債務	17
商品及び製品	6,632	未払金	1,301
仕掛品	238	未払費用	330
原材料及び貯蔵品	1,950	未払法人税等	1,050
前渡金	2	前受金	23
前払費用	218	預り金	1,096
未収入金	648	賞与引当金	783
短期貸付金	3,372	役員賞与引当金	81
その他	619	その他	43
貸倒引当金	△0	<b>固定負債</b>	<b>3,042</b>
<b>固定資産</b>	<b>39,256</b>	退職給付引当金	1,476
<b>有形固定資産</b>	<b>19,132</b>	債務保証損失引当金	1,438
建物	7,309	リース債務	127
構築物	2,408	<b>負債合計</b>	<b>19,688</b>
機械及び装置	4,966	<b>(純資産の部)</b>	
車両運搬具	12	<b>株主資本</b>	<b>55,951</b>
工具、器具及び備品	936	<b>資本金</b>	<b>9,698</b>
土地	3,147	<b>資本剰余金</b>	<b>7,539</b>
リース資産	130	資本準備金	7,539
建設仮勘定	221	<b>利益剰余金</b>	<b>38,975</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>222</b>	利益準備金	773
ソフトウェア	216	その他利益剰余金	38,202
その他	5	固定資産圧縮積立金	35
<b>投資その他の資産</b>	<b>19,901</b>	別途積立金	23,000
投資有価証券	1,512	繰越利益剰余金	15,167
関係会社株式	14,369	<b>自己株式</b>	<b>△261</b>
関係会社出資金	145	<b>評価・換算差額等</b>	<b>685</b>
長期貸付金	1,289	その他有価証券評価差額金	685
長期前払費用	380		
前払年金費用	725		
繰延税金資産	1,488		
その他	181		
貸倒引当金	△190		
<b>資産合計</b>	<b>76,325</b>	<b>純資産合計</b>	<b>56,637</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>76,325</b>

# 損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		58,865
売上原価		41,223
売上総利益		17,641
販売費及び一般管理費		11,746
<b>営業利益</b>		<b>5,895</b>
営業外収益		
受取利息	86	
受取配当金	49	
為替差益	120	
補助金収入	86	
貸倒引当金戻入額	533	
その他	69	944
営業外費用		
支払利息	70	
その他	26	96
<b>経常利益</b>		<b>6,743</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	47	47
特別損失		
固定資産除却損	56	
減損損失	703	
関係会社出資金評価損	600	
債務保証損失引当金繰入額	187	1,547
<b>税引前当期純利益</b>		<b>5,243</b>
法人税、住民税及び事業税	1,700	
法人税等調整額	△175	1,525
<b>当期純利益</b>		<b>3,718</b>

# 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本準備金	利益準備金	その他 利益 剰余金 (※)	利益 剰余金 合計				
当期首残高	9,698	7,539	773	35,863	36,636	△261	53,612	281	53,893
当期中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	△1,379	△1,379	—	△1,379	—	△1,379
当期純利益	—	—	—	3,718	3,718	—	3,718	—	3,718
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0	△0	—	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	404	404
当期中の変動額合計	—	—	—	2,339	2,339	△0	2,339	404	2,743
当期末残高	9,698	7,539	773	38,202	38,975	△261	55,951	685	56,637

(※)その他利益剰余金の内訳 (単位：百万円)

	固定資産 圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
当期首残高	37	23,000	12,825	35,863
当期中の変動額				
剰余金の配当	—	—	△1,379	△1,379
固定資産圧縮積立金 の取崩	△2	—	2	—
別途積立金の積立	—	—	—	—
当期純利益	—	—	3,718	3,718
当期中の変動額合計	△2	—	2,341	2,339
当期末残高	35	23,000	15,167	38,202

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

住友精化株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広行 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北村 圭子 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友精化株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友精化株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

住友精化株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広行 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北村 圭子 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友精化株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、子会社の取締役および使用人等とも意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて同様の説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を監査に関する品質管理基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づく内部統制システムの構築および運用については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われているものと認められ、内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

住友精化株式会社 監査役会

監査役(常勤) 道 簾 守 ㊞

社外監査役 三浦州夫 ㊞

社外監査役 岸上恵子 ㊞

以 上



## トピックス：製品紹介 — 事業を通じた社会貢献

当社グループは、吸水性樹脂や半導体用高純度特殊材料ガスをはじめ、さまざまな製品やサービスを提供することを通じて、SDGsの課題解決に取り組み、持続可能な社会の発展に貢献することを目指しています。事業を通じた社会貢献例として、以下のとおり当社グループの製品の一部をご紹介します。

### 吸水性樹脂事業

Super Absorbent Polymers

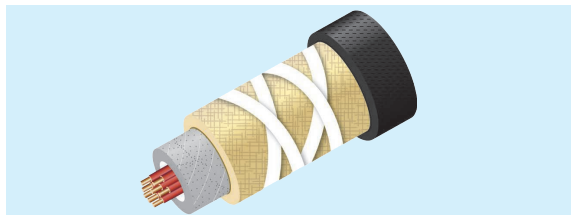
吸水性樹脂「アクアキープ」は、自重の数百倍もの水を吸収・保持する機能を有しています。長年にわたり、独自に研究開発した技術で吸水性能を自在にコントロールすることで、ユーザーの多様なニーズに対応しています。この技術を利用した製品は、紙おむつやペットシートなどの日用品、電力・通信ケーブルの止水材といった工業用製品など多岐にわたります。日本をはじめ韓国、シンガポール、フランスに製造拠点を有し、世界各地域の需要に応えられる体制をとっています。

今後も独自性を活かした製品とサービスの提供を通じて、SDGsの課題解決に取り組み、地球環境や人々の暮らしの改善に貢献してまいります。



#### ■ 衛生材料

アクアキープは、紙おむつや生理用品等の吸収体に使用されています。これはアクアキープの「すばやく吸水して逆戻りさせない」という機能によって吸収体の表面をサラリと乾燥した状態に保つことができるためです。また、アクアキープの高い吸水性能は、原材料の使用量を減らすことができ、その結果、吸収体の薄型化やコンパクト化にも大きく寄与しています。



#### ■ 止水材

アクアキープは、電力・通信ケーブル用止水材にも使用されています。これはアクアキープの「瞬時に吸水して膨らむ」という機能によってケーブルの被膜剤が損傷を受けた際に、ケーブル内部への水の浸入を防ぐことができるためです。世界トップクラスの吸水速度を持つアクアキープシリーズは、付加価値の高いケーブルの止水材に使用され、高い評価を受けています。

## 機能化学品事業

### Functional Chemicals

当事業は、医療・環境・生活・エネルギーなどの分野に注目、持続可能な開発目標と顧客満足度の向上を目指し、製品・サービスを提供しております。重合・有機合成・微粒子化の「技術」、増粘・接着などの「機能」をキーファクターに事業を展開しております。医薬品添加剤、医療用手袋などの医療関連製品、ヘアケア、スキンケアといった化粧品、スマートフォンや電気自動車に使用されるリチウムイオン二次電池、フェンスやショッピングカートの塗装用のコーティング剤など、私たちの生活に欠かせないものの多くに利用されています。

今後も社会のニーズに合致した製品を開発し提供することで、世界共通の目標であるSDGsの課題に取り組み、持続可能な社会の発展に貢献します。



#### ■ 医薬関連

医薬品添加剤、医療用手袋原料など多数の原料を提供しています。現在は医薬品添加剤に注力しており、性能、品質管理、添加剤GMPなどの観点より顧客から高い評価をいただいております。



#### ■ 生活関連

化粧品やトイレタリーに欠かせない水溶性増粘剤、屋外フェンスなどの耐久性向上を目的としたコーティング剤など、QOL向上に関わる原料を多岐にわたり提供しています。現在は環境配慮型製品に注力し、さらなる開発を進めています。



#### ■ 電気・エネルギー関連

電気自動車に欠かせない高容量電池用材料を研究開発し市場へ提供しています。長年培った当社独自技術を活かして、環境・エネルギー分野の先端技術に貢献する取り組みを進めていきます。

## ガス・エンジニアリング事業

Gases & Engineering

当事業は、半導体等の電子部品製造に使われるエレクトロニクスガス、農薬・医薬等の原料となる硫黄化合物、環境汚染測定の基準となる標準ガス、空気や化学プロセス中のガス成分を分離・精製するPSA方式ガス発生装置など、様々な製品を提供しております。

化学メーカーとして培った合成・精製技術と国内初の計器校正用標準ガスメーカーとしての分析・取扱い技術を基に、様々なガス関連の製品を国内外へ安全・安定的に供給することで、SDGsの課題解決に取り組み、持続可能な社会の発展に貢献してまいります。



### ■エレクトロニクスガス

当社で製造した高純度特殊材料ガスは、メモリやロジックICなどの半導体デバイスの成膜・エッチングなどに使用されています。極限まで精製・不純物低減を行った当社製品の品質は国内外で高く評価されています。



### ■工業薬品

硫黄をベースとした各種工業薬品を製造しており、主に、半導体製造工程で使用するレジストの洗浄溶媒、医薬・農薬や各種化合物を製造する際の原料として使用されています。



### ■スペシャルティガス

様々な環境汚染を測定する時の分析基準となる「標準ガス」はあらゆる産業の要となるガスです。安定した濃度で、信頼性の高い当社標準ガスは、大気汚染・工場排ガス・自動車排ガスの抑制対策などの分野で、研究開発から製造に至るまで広く利用されています。



### ■PSA機器

PSA(圧力変動吸着)方式ガス発生装置とは、様々なガスの吸着特性の差を利用し、加圧と減圧を交互に繰り返しながら必要なガスを分離精製する装置です。当社はこのPSAにおいて多種類のガスに対応可能で、食品系から燃料電池(水素)といった工業系まで幅広く使われています。



# 株主総会会場ご案内図

## 会場

大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友ビル11階  
電話 06-6220-8508



## 交通のご案内

- 御堂筋線 淀屋橋駅 北改札 ⇒ 3号出口／4号出口 (徒歩3分)  
 中南改札 ⇒ 10号出口 (徒歩3分)
- 京阪電車 大江橋駅 ⇒ 6号出口 (徒歩5分)
- 四つ橋線 肥後橋駅 北改札 ⇒ 1-A号出口／5-A号出口／1-B号出口 (徒歩6分)

## 新型コロナウイルス感染症 への対応について

株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、会場において、運営スタッフはマスク着用などの感染症予防措置をさせていただきます。